

国土政第196号  
平成23年3月22日

茨木市中穂積一丁目5-A210  
畑中 孝雄 殿

北部大阪都市計画事業国際文化公園都市特定土地区画整理事業の施行規程の変更(第5回)及び事業計画の変更(第4回)に対する意見書の内容の審査について(通知)

貴殿が、2010年9月23日付けで大阪府知事あてに提出した北部大阪都市計画事業国際文化公園都市特定土地区画整理事業の施行規程及び事業計画に対する意見書(以下「本意見書」という。)は、同府知事から大阪府都市計画審議会の意見を付して当職あてに送付されたが、当職は本意見書の内容につき審査した結果、下記のとおり本意見書に係る意見を採択することはできないので、土地区画整理法(昭和29年法律第119号。以下「法」という。)第71条の3第8項の規定に基づき通知する。

#### 記

本意見書に係る意見は、法第71条の3第8項の規定による採択はできないと認める。

#### 1 意見書の要旨等

(1) 貴殿は、「西部地区の現状からして、中部地区の事業採算性が成立する見通しは皆無で、ひいてはまちづくりや大阪府や茨木市・箕面市など地方公共団体の行財政に重大な支障となることは必至である」旨及び「誘致施設用地として、国際文化施設地区1、2が計画され、種々の募集手続きはなされているが、契約成立は経済情勢の激変で流動的である。また、そのリスクを「機構」が負うとしているが結局、国民の税金で後始末することになる」旨を主張する。

この意見は、本事業計画を構成する資金計画について述べたものと理解する。

資金計画のうち収入予算については、支出予算に見合う国庫補助金、公共施設管理者負担金及び都市再生機構負担金から構成されており、いずれもその収入は確実であると認められるものとなっている。

(2) また、貴殿は、「製造施設や物流施設など具体的には工場や倉庫など建設で、西部地区をはじめ周辺の住環境を悪化させ、住民の財産価値を低下させるとともに、今後の彩都や茨木市の街づくりに重大な障害となる」旨及び「事業計画の緑地面積では自然環境の保全に不十分である。中部地区は自然豊かな里山が保全されている地域であり、オオタカの生息環境への影響も考慮に入っていない事業計画となっている。また、周辺には文教施設やレクレーション施設が多数存在し、事業計画の変更は不適切である」旨を主張する。

この意見は、本事業計画を構成する設計の概要について述べたものと理解する。

設計の概要については、中部地区に係る都市計画及び地区計画との適合が図られるように、建設される建築物の種類やその配置、公園・緑地の面積やその配置等が

定められていることから、法第71条の3第2項において準用する法第6条第10項の事業計画を都市計画と適合して定めなければならないとする定めに反するとは認められない。

- 2 法第71条の3第6項に基づく大阪府都市計画審議会の意見  
本意見書に係る意見を採用すべきではない。

国土交通大臣 大 畠 章 宏

